

学生の健康診断について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2021年4月1日）

弊学の健康診断は授業開始の前後の時期にあり、個人の時間割によっては授業を休んでまで参加しなければならない時間に健康診断の時間を指定されることもあります。何故このような時期設定なのでしょう。授業を休まなくとも参加できる時期に健康診断をするべきではないでしょうか。学生の学ぶ権利のためにもご検討をお願いします。

【回答】（回答日：2021年4月14日）

（回答部署：環境安全保健機構 健康管理部門）

ご指摘ありがとうございます。

大学では法令により、毎年学生定期健康診断を定まった時期までに実施する必要があります。

昨年からの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今年度は実施にあたり予防対策のため細かく時間指定をさせていただいています。

ご意見のとおり、授業にまったく影響のないような時期を選び実施することは非常に大事なことは考えますが、出来る限り影響の少ない時期として、従来から4月当初での計画実施をさせていただいています。

今年度は分散受検をお願いすることとなったため、研究科・学部により細かい日時指定とはなっていますが、指定の割振日に受検出来ない方は、上記期間のいずれかの日に受検していただくことができるようにお知らせをさせていただいています（受検予定表一覧の欄外に記載）。

実施期間中で、授業に影響のない日時を選択いただき受検いただくと幸いです。

なお、新型コロナウイルス感染症のリスク等を考え、Web問診のみとすることも、選択肢として用意しています。

引き続き、健康管理部門では皆様へのサービス提供の向上につとめて参りますので、ご理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願い致します。